

金融商品など「あやしい勧誘」にご注意!! ～投資勧誘商法、高額被害が急増中～

4人に1人は65歳以上の超高齢社会の今、将来の生活に不安のある高齢者を狙って、これを買えば「必ずもうかる」といって架空の未公開株や社債、外国通貨といった金融商品を電話やパンフレットで勧誘する詐欺的投資勧誘商法の被害が急増しています。被害金額も高額になりやすく、深刻な問題となっています。

○岐阜県内の被害の現状(平成25年) 県警察本部提供資料より
8億3,000万円 96件(1件当たり865万円)

金融商品の種類

未公開株、社債、外国通貨、債権、先物取引、鉱山投資(金、シェールガス、レアメタルなど)

◆高齢者を狙うあの手この手

①劇場型(複数の業者が登場し、もうけ話をもちかけて…)

一度断っても、別の業者が同じ未公開株を話題に出し、信用させる手口。さらに複数の業者が登場し、「高値で買い取る」と言葉をかけてきてだまします。
株を売る業者も買う業者も同じ悪質業者の仲間です。

②代理購入型(「立て替えるだけ」という甘い罠…)

X社から「1,000万円振り込むので、代わりに未公開株750万円を購入してほしい」と持ちかける手口。
手数料の250万円がもうかると思い込ませてだまします。



③被害回復型(だまされた人を救うフリ…)

未公開株などの購入で、一度被害を受けた人を狙い、救いの手を差し伸べるふりをする手口。過去に買わされた未公開株などを買い取る代わりに、別の未公開株などを買わせ、再度だまします。

被害にあわないために

- ・電話での勧誘には絶対に応じてはいけません。
- ・「お金」「もうけ話」はありません。
安易に相手を信じてはいけません。
- ・事実でないことを言われて勧誘されたり、勧誘時に脅かされるなど恐怖を感じることがあれば、警察にも相談しましょう。

高齢者のご家族、地域の方へ

こうした被害を防ぐためには、高齢者の家族や地域の方の見守りが大切です。

何か悩んでるみたい、見知らぬ訪問者が頻繁に来ている、あわてて銀行に行ったなどの様子が見られたときには、「どうしたの?」「何か困っていますか?」と積極的に声をかけてください。

そのひと言で、被害を未然に防ぐことができます。

◆相談連絡先

金融サービス利用者相談室	☎ 0570-016-811
消費者ホットライン	☎ 0570-064-370
県民生活相談センター	☎ 277-1003
警察安全相談室	☎ 272-9110
役場環境経済課消費生活相談窓口	☎ 388-1301

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も開催 22ページ参照)